



119情報

区連会 6月定例会
令和8年 6月19日
都筑消防署

■ 区内の火災状況 ※焼損面積は1㎡を満たない場合は切り捨てて表示しています。 都筑消防署

区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		5月	累計	5月	累計	
火災件数 (件)		5	20	4	18	2
火災種別	建物火災 (件)	4	14	3	8	6
	車両火災 (件)	0	1	0	4	△3
	その他の火災 (件)	1	5	1	6	△1
焼損面積 (㎡)		64	319	192	338	△19
死者 (人)		0	0	0	0	0

【5月中5件】 15日 川向町 建物火災
21日 中川三丁目 建物火災
28日 仲町台三丁目 建物火災
16日 平台 建物火災
26日 東山田町 その他火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		5月	累計	5月	累計	
救急件数 (件)		847	4,251	867	4,354	△103
救急種別	急病 (件)	583	2,955	595	3,072	△117
	交通事故 (件)	51	227	38	178	49
	一般負傷 (件)	163	802	165	817	△15
	その他 (件)	50	267	69	287	△20

※数値は速報値のため、変更になる場合があります。

都筑消防署からの問題！

Question

横浜市には救急車が約90台あります。

この90台の救急車は、市内だけで1年に何件出場しているのでしょうか？

- ①約1000件
- ②約1万件
- ③約25万件



◎正解



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は

都筑消防署

までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

救急車の適正利用をお願いします！



救急件数が増加していますが、約半数が入院がいない軽症と判断されています。

救急隊は法律で
「急な病気やケガで命に危険がある場合」や
「緊急に治療が必要な人」を
急いで医療機関に運ぶことが
役割と決められています

本当に必要としている方への救急車の到着が遅れてしまっています。



病院？救急車？
迷ったら

#7119

にご相談を！

かながわ救急相談センター

看護師が状況を聞き取り、
「緊急性のある症状なのか」判断します。

お問い合わせは都筑消防署まで

都筑消防署 からのお知らせ



発火事故が急増しています

あなたの
スマホやタブレット、
モバイルバッテリーは
大丈夫？

リチウムイオン電池の 取扱いに注意しましょう！

なぜ発火するの？ リチウムイオン電池は、内部に可燃性の電解液を含んでいるため、外部からの衝撃や過充電、ショートなどにより、発火や爆発を起こしやすい性質があります。

事前に確認

- リコール対象製品でないか、リコール情報を確認。
- 新規に購入する際は、PSE マークを必ず確認。



安全基準
マーク

使用時の注意

- 強い衝撃、圧力を加えたり高温の環境に放置しない。
- 充電中は周囲に可燃物を置かない。
- 充電コネクタの破損や水濡れに注意する。
- 膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがする
など、異常を感じたら使用を中止する。



2025年12月1日から！

リチウムイオン電池等の 収集を開始します！

週2回の燃やすごみの収集日に
「電池類」として一つの袋で
出してください！



■詳しい内容は、
二次元コードを
ご参照下さい。

【お問合せ先】 都筑消防署 総務・予防課予防係 TEL:045-945-0119

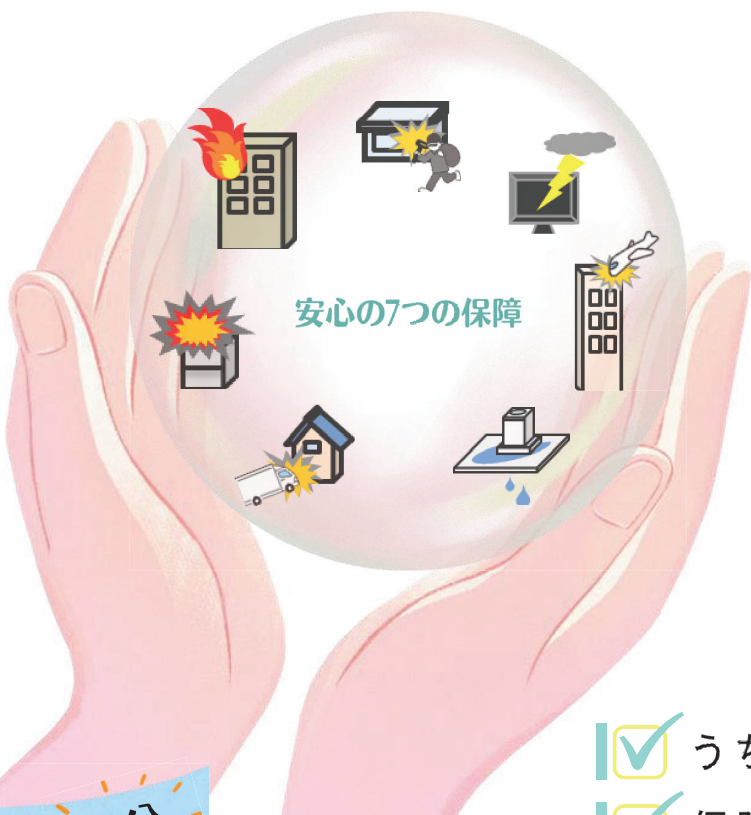
火災共済

＼家計にやさしい備えを考えたい方へ／

横浜市民共済では、お住いの**築年数**に関係なく
同じ基準でご加入いただけます。

もしものときは、お互いさま。

“助け合い”のしくみで、暮らしの安心を支えます。



安心の7つの保障

およそ **1分**

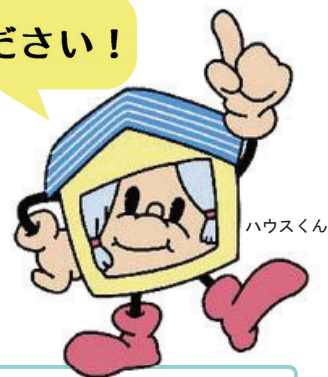
※イラストはイメージです。

- うちの場合はいくらになるの？
- 保障内容を詳しく知りたい！

まずは、かんたんシミュレーション(無料)をお試ください！

- ▶資料のご請求
- ▶掛金シミュレーションはコチラから

※組合員の皆様が火災等に遭ったとき、互いに助け合う制度です。
※広告は概要のため、詳細は下記へお問い合わせください。



お申し込み・お問い合わせ

横浜市民共済 ☎ 0120-073-203

生活協同組合 [受付時間]月～金/午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

〒231-0021 横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階



組合ホームページ

区連会6月定例会説明資料

令和8年6月19日

都筑区更生保護協会

令和8年6月19日

自治会町内会長各位

都筑区更生保護協会

会長 佐々田 賢一

都筑区更生保護協会賛助金の募集について（お願い）

向暑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から、地域福祉の推進につきましては、ご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度都筑区更生保護協会総会が実施され、令和8年度事業計画等について承認されました。都筑区更生保護協会は、別紙趣意書のとおり「社会を明るくする運動」などの推進や、都筑区を犯罪や非行のない明るい地域とすることを目的に活動を行っている都筑保護司会並びに都筑区更生保護女性会などの更生保護団体への支援を実施するため、地域の皆さまから賛助金を募集させていただいております。

つきましては、自治会町内会関係者の皆さまにはご負担をおかけいたしますが、この趣旨にご賛同をいただき、令和8年度都筑区更生保護協会賛助金の募集につきまして、ご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

裏面あり

1 賛助金目安額（一世帯 20 円）

＜自治会町内会名＞

【目安額】 ＜目安額＞ 円 （＜対象世帯数＞世帯）

※令和8年3月現在の自治会町内会加入世帯数です。

※金額はあくまで予算をたてるための目安の金額です。

2 納入期限

令和8年12月25日（金）までをお願いいたします。

3 納入方法

(1) お振込みの場合

同封の「**振込依頼書**」に必要事項をご記入のうえ、お近くの**横浜農業協同組合本店・各支店**から下記口座へお振込みください。

なお、横浜農業協同組合様の社会貢献の一環として**手数料は減免**いただいております。
(他の金融機関をご利用されますと振込手数料がかかります。)

(振込先)

金融機関：横浜農業協同組合 東方支店

口座番号：普通預金 3178708

ツツキク コウセイ ホ ゴキョウカイ

名 義：都筑区更生保護協会

ジ ム キョクチョウ オ ノ ヒロヒサ

事務局 長 小野 広久

(2) ご持参の場合

都筑区更生保護協会事務局（横浜市都筑区社会福祉協議会内）まで直接ご持参くださいますようお願いいたします。（月～金曜日の午前9時から午後5時まで）

【事務局】

横浜市都筑区社会福祉協議会

都筑区荏田東4-10-3

TEL：943-4058

FAX：943-1863

担当：山口・鮎澤

都筑区更生保護協会賛助金募集の趣意書

都筑区更生保護協会

都筑区更生保護協会は、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」として、7月から8月にかけて区内にある学校や公園などで非行や犯罪の防止に向けた啓発宣伝活動を実施しています。また、地域社会における犯罪の未然の防止、更生保護推進事業のため、都筑保護司会、都筑区更生保護女性会などの更生保護関係団体への支援活動を行っております。

都筑区更生保護協会は、この趣旨に賛同する皆さまに対し賛助金を募集するとともに、この資金は次に掲げる団体への助成や社会を明るくする運動の活動推進として、また、更生保護思想の啓発宣伝のための広報事業に充てさせていただきます。

つきましては、令和8年度の賛助金の募集につきまして、地域の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◇都筑区社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をテーマに、地域が一体となって、犯罪や非行を予防するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを支え、社会の中で見守り、犯罪や非行のない「明るい社会」を目指している全国的な運動です。

◇都筑保護司会

保護司は法務大臣から委嘱を受け、罪をおかした人の更生を助け、犯罪や非行防止のため世論の啓発を喚起し、地域に奉仕する方々です。そして、区内の保護司の活動を推進し援助する団体が保護司会です。

◇都筑区更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、女性としての立場から、区内の犯罪予防と犯罪や非行におちいった人たちの更生に協力している女性のボランティア団体です。

<事務局>

都筑区更生保護協会(都筑区社会福祉協議会内)

都筑区荏田東4-10-3 電話：943-4058

区連会6月定例会説明資料
令和8年6月19日
都筑区更生保護協会

令和8年6月19日

自治会長・町内会長 様

都筑区更生保護協会
会長 佐々田 賢一

「第32回都筑区社会を明るくする運動」へのご協力について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より「社会を明るくする運動」につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月から「第32回都筑区社会を明るくする運動」を実施いたします。

つきましては、この運動のPRポスターの掲示について、ご協力をいただけましたら幸いです。

なお、ポスターの掲示期間は7月から8月までの2か月間を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【「社会を明るくする運動」とは】

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を作ろうとする全国的な運動です。本運動は、7月を強調月間として、全国各地で街頭でのキャンペーンなどの啓発広報活動が行われております。

【事務局】

横浜市都筑区社会福祉協議会

都筑区荏田東4-10-3

TEL：943-4058

FAX：943-1863

担当：山口・鮎澤



保護司になるなんて、



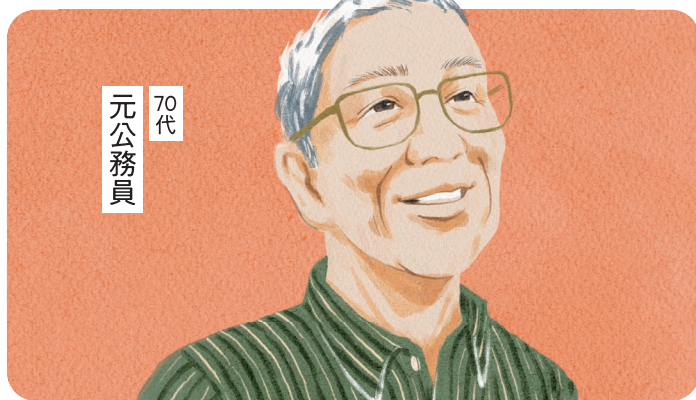
過ちからの立ち直りを支援する、
更生保護のボランティア。

さまざまな年齢や経歴の人が、
対話を通じて一人一人に寄りそう
「保護司」として活躍しています。

話を聴くのが好き。
地域の役に立ちたい。
そんな気持ちを持つあなたも、
次の保護司かもしれません。



思ってもみなかった。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第76回 社会を明るくする運動

都筑区更生保護協会

主唱 /
法務省
MINISTRY OF JUSTICE



横浜グリーンエキスポにおける横浜市出展ボランティアの募集について【情報提供】

1 趣旨

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、横浜グリーンエキスポ会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを7月から募集します。


2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てにリーフレット等を送付しますので、定例会等での情報提供をお願いします。







3 募集概要

	プログラム運営補助 (約 700 人)	ツアーガイド (約 100 人)	フィールドづくり (約 200 人)
活動内容	様々な体験プログラムの運営サポート	草花の魅力や生き物との共生等を来場者に案内	花や緑の育成・管理等
対象	2027 年 4 月 2 日時点で、満 15 歳以上（中学生を除く）かつ市内在住・在学・在勤の方		
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム運営補助：1 日以上 ・ツアーガイド、フィールドづくり：5 日以上 (1 日あたり 4 時間程度) 		
募集期間	2026 年 7 月 1 日（水）～8 月 14 日（金）		
応募	ウェブサイト（インターネット）からご応募ください （7 月 1 日受付開始、二次元コードからもアクセス可） https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/volunteer.html ※3 種類の重複応募可 ※エキスポ全体のボランティア（花・緑ガイド、植物管理、運営）への応募者も応募可。 ※応募多数の場合は抽選		
問合せ先	横浜市出展ボランティア問合せセンター 【受付期間：2026 年 7 月 1 日（水）～8 月 14 日（金）】 TEL：0120-598-548（平日 10:00～17:00 ※土日祝休み）		

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
 プログラム 運営補助 (約700人)	様々なワークショップの運営 補助等	横浜市 出展 エリア	7月1日～ 8月14日	横浜市
 ツアーガイド (約100人)	フィールドを活用した活動拠点 をめぐり、見どころを紹介			
 フィールドづくり (約200人)	フィールドを活用した活動拠点 における花・緑の育成・管理等			
 花・緑ガイド (約200人)	会場内の花壇等の見どころ紹介	EXPO全体	募集終了	GREEN×EXPO協会
 植物管理 (約2,000人)	会場内の花壇等の手入れ・除草 等のサポート			
 運営 (約10,000人)	会場内外での来場者案内・運営 サポート			

※ エクスポ全体のボランティア（花・緑ガイド、植物管理、運営）募集結果
応募総数 32,679 件（複数応募含む）、募集人数 12,200 人に対し約 2.7 倍

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

横浜市出展ボランティア ユニフォーム

環境にやさしい植物由来の素材を採用し、使用後は堆肥となる資源循環型のユニフォームです。

ボランティアの皆様には、活動に応じてウィンドブレーカー、Tシャツ、帽子、エプロン、バッグなどを貸与する予定です。

また、緑のカラーは植物・自然との親和性を表し、胸元には「YOKOHAMA」の文字がデザインされています。

こうした環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの皆様を介して、横浜市は循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。



※活動によってユニフォームは異なります

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う万国博覧会（万博）です。



詳細は公式
WEBサイトへ

【開催期間】 2027年3月19日（金）～9月26日（日）

【開催場所】 旧上瀬谷通信施設（瀬谷区・旭区）

【テーマ】 幸せを創る明日の風景

【開催者】 GREEN×EXPO協会

（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）



※建物の形状、配置を含め、画像は現時点でのイメージです
画像提供：GREEN×EXPO 協会

横浜グリーンエクスポは、「環境との共生」をテーマにした横浜で初めての万博です。ホストシティである横浜市は、会場内に2つの拠点を設け、地球にやさしい暮らしや環境との関わりを、来場者の皆様に体感していただきます。1つは、循環型の未来のまちを体験できる「建物空間を活用した発信拠点」。そしてもう1つは、市民の皆様が主役の「フィールドを活用した活動拠点」です。

循環型の暮らしをはじめのきっかけを、国内外からの来場者にお届けする、唯一無二の特別な場所。その運営を共に支えていただくボランティアの皆様が着用するユニフォームには、植物由来の素材を用い、使用後に堆肥化するなど、資源循環の理念を体現しています。

新たなグリーン社会を横浜から世界へ発信する—この特別な体験を共に作り上げるボランティアとして、是非御参加ください。



横浜市長 山中 竹春

横浜グリーンエクスポ 市民の皆さまと、世界の舞台に！



公式マスコットキャラクター
トウワタトック

横浜市が出展するエリアで ボランティアとして参加してみませんか？



あなたに合った
活動が見つかる！ 3つのボランティア

プログラム運営補助

ツアーガイド

フィールドづくり

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL：045-671-4627 E-mail：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2026年6月作成

募集対象：横浜市内在住・在学・在勤の方

横浜市が出展するエリアでボランティアとして参加してみませんか？



横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。
※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

募集期間

2026年7月1日(水)～8月14日(金)



ご応募はこちら

1 プログラム運営補助 募集人数▶約700人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。

2 ツアーガイド 募集人数▶約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。

3 フィールドづくり 募集人数▶約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



横浜市出展コンセプト

世界の明日を、 みんなでひらく



公式マスコットキャラクター トウンクワンク ©Expo 2027

建物空間を活用した発信拠点

資源やエネルギーの循環を身近に感じられる展示と体験を通して、地球にやさしい新しい暮らし方を提案

活動するボランティア 1 プログラム運営補助



フィールドを活用した活動拠点

横浜産植物を活用した美しい花壇やフィールドを舞台に、ガイドツアーやワークショップなど、子どもから大人まで誰もが楽しめる体験の場を提供

活動するボランティア 1 プログラム運営補助 2 ツアーガイド 3 フィールドづくり



お問合せ

横浜市出展ボランティア問合せセンター

受付期間: 2026年7月1日(水)～8月14日(金)

TEL: 0120-598-548 (平日10:00～17:00 ※土日祝休み)

E-mail: yokohama-field@tsp-work.jp

2 こどもたちの健やかな育ちを支える 地域づくり事業 新規	R8 予算額	R7 予算額	増△減
	373万2千円	18万2千円	355万円

都筑区は、年少人口比率が市内で最も高く、こども、保護者、支援者それぞれからの学齢期のこどもの居場所へのニーズがあることがアンケートなどから分かっています。また、こどもは、異年齢や家族以外の大人と関わる経験を持つことで自己肯定感が高まることが各種調査で示唆されています。都筑区はこども支援に関する地域人材が豊富で、協働による効果的な施策展開を行いやすい強みがあるため、令和8年度から地域の中で多様な世代と交流できるこどもたちの健やかな育ちを支える地域づくりを進めます。

特に、学校との連携によるこどもたちの「地域」への関心の喚起や地域にある小中学生の居場所（場・体験機会）の見える化、子育て支援者の連携強化に向けたネットワーク構築・交流促進に取り組みます。また、既存施設の有効活用を通じて、こどもたちが地域に支えられながら、のびのびと成長できる環境づくりを進め、「安心できる地域の居場所（場・体験機会）が十分にある」という実感を持てるこどもの増加につなげます。

小中学生の居場所づくり（地域のネットワーク形成、既存資源の活用、啓発）

1 地域とつながる出前授業【新規】

小中学生へ自分たちが暮らす地域への関心を持ち、地域の中の自分たちの居場所を具体的にイメージできるよう、地域にある様々な居場所・体験機会や自分たちを見守ってくれている様々な人・活動団体を知る機会を作るための授業や、地域福祉保健の計画の分かりやすい啓発を行います（5月より順次開始）。



《区内中学校における授業の様子》

2 小中学生の居場所等ネットワーク交流事業【新規】

(1) 居場所（場・体験機会）の情報提供ツールの作成

地域の支援者や小中学生自身が地域にある居場所（場・体験機会）を認識できるよう、地域の居場所に関する情報をデータベース化します。また、データベース化した情報を基に情報提供ツール（WEB サイト）を作成することにより、小中学生が自ら過ごしたいと思える居場所を選ぶためのサポートをします。情報提供ツールの作成にあたっては、機能やデザイン等について、小中学生を対象にインターネットを用いたアンケートを実施し、意見を取り入れます。

・事業スケジュール（予定）

6～7月 小中学生を対象としたアンケート実施

～令和9年3月 情報提供ツール（WEB サイト）構築

(2) 「小中学生の居場所等ネットワーク交流会（仮称）」の開催

小中学生の居場所（場・体験機会）に日頃から関わる現場スタッフ同士のネットワーク化を進めるほか、各支援者が小中学生との適切な関わり方を身につけられるようサポートするため、新たに「小中学生の居場所等ネットワーク交流会（仮称）」を開催します。

3 地区センターにおける小中学生の居場所づくり事業【新規】

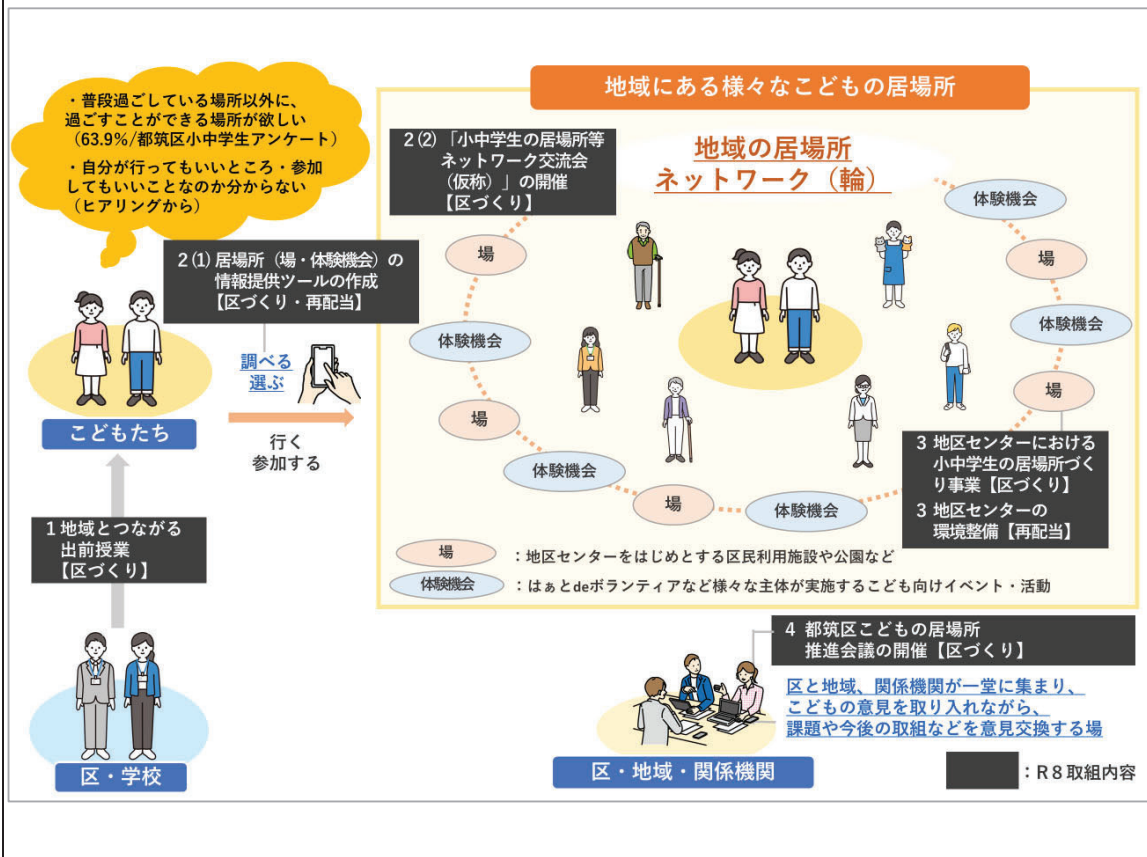
地区センターにおける小中学生の居場所機能の充実を図るため、地区センタースタッフの人材教育、見守り体制の強化、他施設との連携支援を行います。

- ・地区センタースタッフへの人材育成研修（初回7月13日）
- ・北山田地区センターでは、自主事業の開催頻度を拡大し、新たにこどもの居場所「みんなの広場」として毎週水曜日実施（4月～）

4 都筑区こどもの居場所推進会議の開催【新規】

小中学生の居場所に関する施策について、地域のこども関連活動団体代表者等と意見交換する場として、新たに、「都筑区こどもの居場所推進会議」を開催します（年2回）。こどもの意見を取り入れながら、地域と行政が一体となってこどもの居場所に関する課題や取組を議論することで、こども自身の声や現場の実情を踏まえた施策につなげます。

- ・第1回：7月7日
- ・第2回：令和9年2月（予定）



未就学期からのネットワーク形成

5 子育て支援ネットワーク事業

地域の子育て支援の充実を図るため、保育園や親と子のつどいの広場などの関係機関と情報交換を行うほか、主任児童委員やこんにちは赤ちゃん訪問員など広く子育て支援に関わる方が参加する交流会を行います。また、未就学期から学齢期までを接続し、子どもを地域全体で見守る地域づくりが切れ目なく行われるよう、未就学の「子育て支援ネットワーク」と「小中学生の居場所等ネットワーク交流会（仮称）」の連携を図ります。

・子育て支援ネットワーク会議：第1回6月5日、第2回令和9年2月12日

・子育て支援ネットワーク交流会：12月7日



《子育て支援ネットワーク交流会の様子》

【再配当事業】 こどもの居場所（場・体験機会）利用促進の取組（市民局）

小中学生自身が地域の居場所を知り、選択できるよう、情報提供ツール等の作成や、こどもの意見を反映した地区センターの環境づくりを行います。

【局事業】 青少年の地域活動拠点づくり事業（こども青少年局）

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。

また、青少年にとって身近で安心できる居場所の充実に向けて、公共施設等を活用したモデル事業を実施します。併せて、体験活動や居場所等に関するニーズ調査及び検討会等を行い、青少年関係施設や居場所の方向性を検討します。

連合町内会自治会長・自治会町内会長 各位

都筑区こども家庭支援課長

小中学生の居場所や体験機会を提供する団体調査へのご協力について（依頼）

日ごろより、地域の子育て支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、都筑区ではこどもたちの健やかな育ちを支える地域づくりを進めるため、8年度に小中学生の支援者のネットワークづくりや、小中学生が身近な居場所や体験機会をわかりやすく知ることができるウェブページの作成等に取り組む予定です。

これらの取組に先立ち、小中学生向けに居場所や体験機会を提供している地域の団体を把握するための調査を行います。

つきましては、各地域で該当する団体がございましたら、添付の別紙1のご協力のお願いと別紙2の調査票をお配りいただきますようご協力をお願い申し上げます。

1 依頼事項

各地域において「2 調査概要 (1) 対象団体」に該当する団体がございましたら、各連合町内会または各自治会町内会から別紙1のご協力のお願いと別紙2の調査票を対象団体へお配りいただくようお願いいたします。

2 調査概要

(1) 対象団体

主な活動拠点が都筑区であり、放課後や休日などに小中学生の居場所や体験機会（※1）を提供している団体（※2に記載する公共施設や事業所を運営する団体を除く）

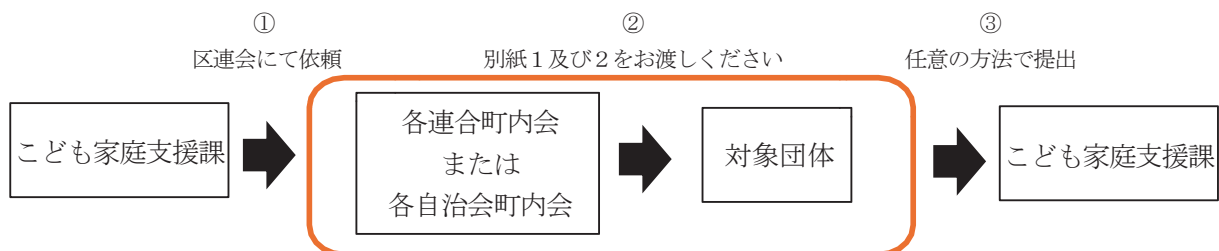
※1 小中学生の居場所や体験機会の例

居場所：学習スペース、文化・芸術・スポーツ活動の場所 など

体験機会：農業体験、職業体験、各種ボランティア活動、異文化交流 など

※2 地区センター、コミュニティハウス、こどもログハウス、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、スポーツセンター、スポーツ会館、屋内外プール、青少年の地域活動拠点（つづきMYプラザ） など

(2) 調査全体の流れ（※地区連合町内会自治会長の皆様へは②を依頼します）



(3) 回答方法

以下のいずれかの方法による回答

ア 横浜市電子申請・届出システムで提出

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/933fced2-cca8-4c4f-b69d-235ca8e99042/start>



イ 記入した調査票をスマートフォン等で撮影し、画像データをメールで提出

提出先メールアドレス tz-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp

ウ 調査票を区役所へ郵送または持参

提出先 〒224-0032

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番1号

都筑区子ども家庭支援課子ども家庭係（2階24番窓口）宛て

※各団体から直接ご提出いただくようお願いいたします。各連合自治会でとりまとめていただく必要はございません。

(4) 回答期限

令和8年7月31日（金）

3 その他

各団体からいただいたご回答は都筑区で実施する「こどもたちの健やかな育ちを支える地域づくり事業」の取組に活用させていただきます。またご回答の内容を確認するため、後日担当者から各団体へ連絡を差し上げる場合があります。

担当 都筑区子ども家庭支援課子ども家庭係 中世古、淡路

電話 045-948-2320

メール tz-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp

小中学生の居場所や体験機会を提供する団体調査へのご協力をお願い

日ごろより、地域の子育て支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

都筑区ではこどもたちの健やかな育ちを支える地域づくりを進めるため、8年度に小中学生の支援者のネットワークづくりや、小中学生が身近な居場所や体験機会をわかりやすく知ることができるウェブページの作成等に取り組む予定です。これらの取組に先立ち、小中学生向けに居場所や体験機会を提供している地域の団体を把握するための調査を行います。ご協力をお願い申し上げます。

<調査対象団体>

主な活動拠点が都筑区であり、放課後や休日などに小中学生の居場所や体験機会（※1）を提供している団体（※2に記載する公共施設や事業所を運営する団体を除く）

※1 小中学生の居場所や体験機会の例

居場所：学習スペース、文化・芸術・スポーツ活動の場所 など

体験機会：農業体験、職業体験、各種ボランティア活動、異文化交流 など

※2 地区センター、コミュニティハウス、こどもログハウス、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、スポーツセンター、スポーツ会館、屋内外プール、青少年の地域活動拠点（つづきMYプラザ） など

<回答方法>（以下のいずれかの方法で回答をお願いいたします。）

① 横浜市電子申請・届出システムで提出

調査票の二次元コードを読み取り、回答フォームへアクセスしてください。

② 記入した調査票をスマートフォン等で撮影し、画像データをメールで提出

提出先メールアドレス tz-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp

③ 調査票を区役所へ郵送または持参

提出先 〒224-0032

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番1号

都筑区こども家庭支援課こども家庭係（2階24番窓口） 宛て

<回答期限>

令和8年7月31日（金）

※各団体からいただいたご回答は都筑区で実施する「こどもたちの健やかな育ちを支える地域づくり事業」の取組に活用させていただきます。またご回答の内容を確認するため、後日担当者から連絡を差し上げる場合があります。

◆お問合せ先◆

都筑区こども家庭支援課こども家庭係

住所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番1号 都筑区役所 2階24番窓口

電話 045-948-2320 メール tz-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp

小中学生の居場所・体験機会の提供に関する調査票

別紙 2



横浜市電子申請・届出システムをご利用の場合は、こちらの二次元コードからご回答ください。



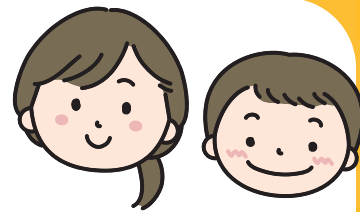
【URL】 <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/933fced2-cca8-4c4f-b69d-235ca8e99042/start>

1	(ふりがな) 団体名	
2	所在地	
3	主な活動場所	
4	ウェブページ	<input type="checkbox"/> あり (URL _____) <input type="checkbox"/> なし
5	提供している活動内容を教えてください。(該当するものに☑)	
	<input type="checkbox"/> 自習・学習 <input type="checkbox"/> 友達と遊べる <input type="checkbox"/> 施設スタッフ等への悩み相談 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 職業体験 <input type="checkbox"/> ボランティア活動 <input type="checkbox"/> 様々な人との交流(具体的に _____) 記入例: 高齢者、障害者、外国人 など <input type="checkbox"/> 文化活動(具体的に _____) 記入例: ものづくり、料理、音楽、昔遊び など <input type="checkbox"/> 地域イベントの手伝い(具体的に _____) 記入例: お祭り、清掃活動など <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
以下の項目については該当する箇所のみご記入ください。		
6 - (1) 運営施設について		
6	利用可能時間	平日: _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 土日祝: _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 定休日: _____
	自転車でのアクセス	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	スタッフの常駐	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	座席数	_____ 席
	電源・Wi-Fiの有無	(電源) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (Wi-Fi) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	利用ルール	(飲食) <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 (おしゃべり) <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 その他のルール (_____)
6 - (2) 主に実施するイベントについて		
	イベント名	
	実施日・時間	<input type="checkbox"/> 定期: 毎週 _____ 曜日・毎月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分 <input type="checkbox"/> 不定期: (_____)
	対象年齢	<input type="checkbox"/> 誰でも参加可 <input type="checkbox"/> _____ 歳 ~ _____ 歳程度
	申込方法	<input type="checkbox"/> WEB申込 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 申込不要
7	このアンケートの回答に関する連絡先	氏名(ふりがな): _____ 連絡先: (TEL) _____ (E-mail) _____

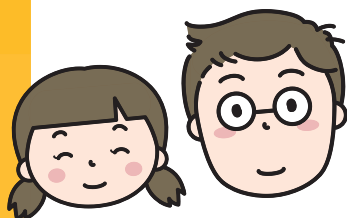
ご協力ありがとうございました。

こども

親子で学ぶ!



防犯教室



講師：NPO法人体験型安全教育支援機構

もしもの時に落ち着いて行動できるよう、実践形式で防犯対策を学びます。体験を通して「自分の身を守る力」を身につけましょう。

日時

8月29日(土)

午前の部：10：00～11：30

午後の部：13：00～14：30 (どちらも同じ内容)

参加費

無料

定員

各回25組50名

(事前申し込み制、応募者多数の場合は抽選)

対象

都筑区内在住・在学の

もうすぐ小学生になる方および小学生並びにその保護者

会場

都筑区役所6階会議室(都筑区茅ヶ崎中央32番1号)

内容

- ・断る、逃げる練習
- ・大声を出す練習
- ・防犯ブザーの使用方法 など

申込

6月16日(火) 15：00～7月31日(金) 15：00

右記の二次元コードよりお申し込みください

持ち物

- ・鞆(ランドセルや普段よく使うバッグ)
- ・普段お使いの防犯ブザー(お持ちの方)
- ・フェイスタオル



主催/都筑区地域振興課

問合せ先：都筑区地域振興課防犯担当

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

☎ 045-948-2231

✉ tz-chiikishinkou@city.yokohama.lg.jp

※いただいた個人情報は当教室への応募についてのみ使用します。

知っていますか? 自転車の違反に 青切符導入!

取り締まりの対象年齢は

16歳以上!

交通反則通告制度

自転車等に対する交通反則通告制度 (「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は
反則金
の対象に!!
※一例を記載



車道の右側通行



信号無視
(赤色等)



反則金 6,000円

一時不停止



イヤホンの使用



反則金 5,000円

携帯電話の使用等(保持)

反則金 12,000円

遮断踏切立ち入り

反則金 7,000円



並進



二人乗り



反則金 3,000円

無灯火



※必要な音が聞こえないなどの場合

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。



自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所等重点的に実施されます。

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持)	注1	12,000
放置駐車違反	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	12,000
	高齡運転者等専用場所等以外	10,000
駐車禁止場所等	高齡運転者等専用場所等	11,000
	高齡運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り		7,000
速度超過	25km以上30km未満	12,000
	20km以上25km未満	10,000
	15km以上20km未満	7,000
	15km未満	6,000
駐停車違反	駐停車禁止場所等 高齢運転者等専用場所等	9,000
	高齡運転者等専用場所等以外	7,000
駐車禁止場所等	高齡運転者等専用場所等	8,000
	高齡運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等	6,000
	点滅	5,000
通行区分違反		
追越し違反		
踏切不停止等		
交差点安全進行義務違反		6,000
環状交差点安全進行義務違反		
横断歩行者等妨害等		
安全運転義務違反		
通行禁止違反		
歩行者用道路徐行違反		
歩行者等側方安全通過義務違反		
急ブレーキ禁止違反		
法定横断等禁止違反		
路面電車後方不停止		
優先道路通行車妨害等		
環状交差点通行車妨害等		
徐行場所違反		
指定場所一時不停止等		5,000
幼児等通行妨害		
安全地帯徐行違反		
被側方通過車義務違反		
通行帯違反		
道路外出右左折合図車妨害		
指定横断等禁止違反		
車間距離不保持		
進路変更禁止違反		
追い付かれた車両の義務違反		

反則行為の種類		反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害		
割込み等		
交差点右左折等合図車妨害		
交差点優先車妨害		
緊急車妨害等		
交差点等進入禁止違反		
無灯火		
減光等義務違反		
合図不履行	注2	5,000
合図制限違反	注2	
警音器吹鳴義務違反	注2	
乗車積載方法違反		
軽車両整備不良		
自転車制動装置不良	注1	
泥はね運転		
転落等防止措置義務違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反		
安全不確認ドア開放等		
停止措置義務違反		
公安委員会遵守事項違反		
通行許可条件違反		
歩道徐行等義務違反	注3	
路側帯進行方法違反		
並進禁止違反		
軌道敷内違反		
道路外出右左折方法違反		3,000
交差点右左折方法違反		
環状交差点左折等方法違反		
軽車両乗車積載制限違反		
制限外許可条件違反		
原付等牽引違反		
自転車道通行義務違反	注3	
警音器使用制限違反		

令和8年4月1日施行



注1 「携帯電話使用等(保持)」「自転車制動装置不良」は自転車を対象
 注2 「合図不履行」「合図制限違反」「警音器吹鳴義務違反」は自転車以外の軽車両を除く
 注3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自転車が対象

**もし、事故を起こしたり
事故にあったら...**

負傷者がいる場合には何より先に救護にあたり、迷わず119番通報をして救急車を呼びましょう。
 二次災害を防ぐため、安全を確保してから110番通報して警察に連絡しましょう。

自治会町内会長 各位

市地防第 179 号
令和 8 年 6 月 12 日

横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定及び 横浜市防犯のまちづくり推進プランの策定【情報提供】

1 趣旨

近年、犯罪件数の増加や犯罪手口の多様化・巧妙化などにより、市民の暮らしが脅かされています。こうした中、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、「横浜市防犯のまちづくり推進条例」を制定するとともに、本条例の目的を達成する基本計画として、「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」を策定しましたのでご報告します。

本プランの推進にあたっては、市民及び事業者の皆様のご協力を得ながら、警察等の関係機関とも連携し、市役所一丸となって取り組んでまいりますので、今後もより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】プラン推進へのご協力をお願いいたします。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付しますので、定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

3 概要

(1) 条例の概要

別紙 1 のとおり

(2) プランの概要

ア 位置づけ

条例の目的達成に向け、総合的かつ計画的に施策を推進するための基本計画（条例第 7 条）となります。

イ 主な取組

別紙 2 のとおり

(3) 条例及びプランの策定経緯

年月	事項
令和 8 年 1 月	市連会・区連会において、条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施説明
令和 8 年 1～2 月	条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施
令和 8 年 5～6 月	市会第 2 回定例会で条例案審査及びプラン原案報告
令和 8 年 6 月 12 日	条例の公布及びプランの策定

市民局地域防犯支援課 川口・蔦井

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

横浜市防犯のまちづくり推進条例について

1 概要

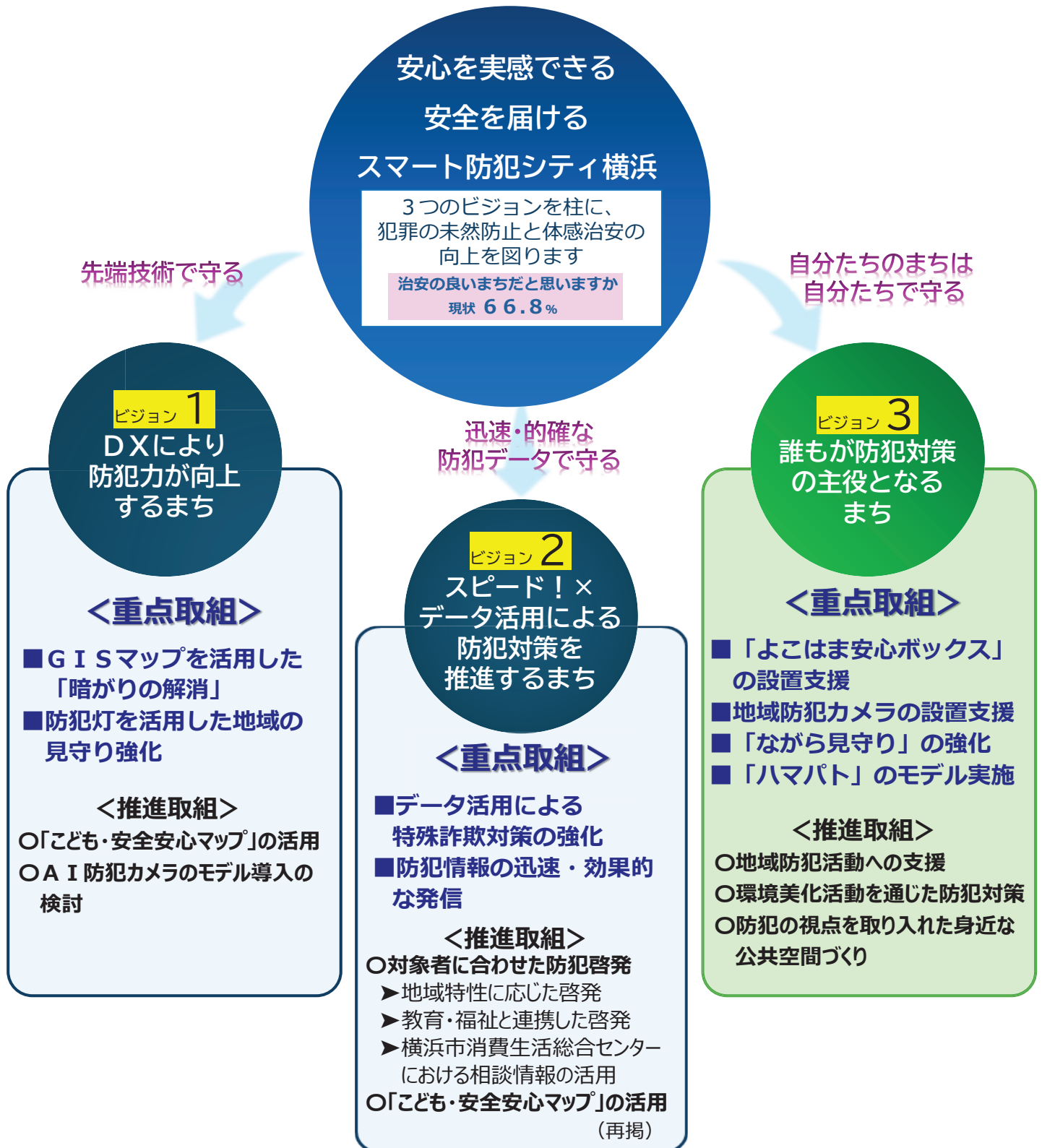
目的	防犯のまちづくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、市民の安心及び安全の確保に資することを目的とします。
定義	この条例において、 <u>防犯のまちづくり</u> とは、 <u>市民等の防犯意識の啓発、犯罪の発生しにくい社会環境の整備その他防犯に係る取組を、市、市民等及び関係機関が協働し、連携して行うこと</u> をいいます。
基本理念	市及び市民等は、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次の事項を基本として防犯のまちづくりに取り組みます。 ① 市民の安心及び安全を脅かすおそれが、身近に潜んでいる可能性があることを意識すること。 ② こども、高齢者その他防犯において特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。 ③ 市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を、活力のある地域社会の形成にも資するよう総合的かつ継続的に推進すること。
本市の責務	国、神奈川県その他の関係機関と連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施します。
市民の役割	自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
事業者及び地域活動団体の役割	事業又は活動を通じて、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
計画の策定	<u>市は条例の目的を達成するため、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定します</u> 。また、計画を策定し、これを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じます。
施策の推進	市は個人情報の保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進します。

2 施行日

令和8年6月12日（公布の日）

横浜市防犯のまちづくり推進プラン概要

1 取組の全体像



<重点取組>

■GIS※マップを活用した「暗がりの解消」

これまでの地域からの要望に応えた設置に加え、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の可能性のある場所としてマップに可視化し、防犯灯の設置候補情報として活用することで、効率的かつ計画的に「暗がり」の解消を目指します。

※「GIS」…地図上に位置情報を持つデータを重ね合わせ、コンピュータで管理・分析・可視化する技術



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

暗がりのイメージ

取組指標	夜間照度（灯りの充足率）	
	現状（2025）	目標（2029）
	70%	100%

■防犯灯を活用した地域の見守り強化

小学校周辺に防犯カメラ機能を備えた防犯灯を設置するほか、位置情報が確認できるIoT※機能等を追加した「スマート防犯灯」による見守りシステムのモデル事業の効果を検証し、地域の見守りの強化につなげます。

※「IoT」…機器をインターネットにつないで情報を把握する仕組み

取組指標	小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率	
	現状（2025）	目標（2029）
	0%	100%

<重点取組>

■データ活用による特殊詐欺対策の強化

特殊詐欺の発生状況や手口など、警察等から提供されるデータを活用し、市民への効果的な注意喚起を行います。また、本市の各部署が日常業務で行う通知や周知の機会を活用し、通知等の対象者に応じた防犯情報をあわせて届けるなど、効率的・効果的に被害防止や犯罪の加担防止につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

■防犯情報の迅速・効果的な発信

多様化する犯罪の発生情報や速やかな注意喚起を要する防犯情報について、LINE等のSNSや防犯Eメールなど、即時性の高い手段を活用して、スピーディーな周知を図ります。また、様々な広報媒体を通じて、自らを守る防犯の取組等を分かりやすく発信し、一人ひとりの防犯行動につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

＜重点取組＞

■「よこはま安心ボックス」の設置支援

ネット通販の普及等に伴い、宅配需要が高まる中で、対面での受け取りへの不安や、盗難、個人情報流出等のリスクがあることを踏まえ、宅配ボックスの設置費用を補助し、安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めます。また、再配達の減少により、環境負荷の低減にもつなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

■地域防犯カメラの設置支援

自治会町内会への防犯カメラの設置補助を通じて、地域の防犯活動を支援し、地域主体の防犯力向上を目指します。

取組指標	防犯カメラの設置率 （自治会町内会新規要望充足率）	
	現状（2025）	目標（2029）
	60%	100%

■「ながら見守り※」の強化

通勤・通学や買い物、散歩など、日常生活の中での行動に防犯の視点を取り入れる「ながら見守り」の取組を推進します。無理のない形で地域の見守りを広げることで、地域の安心感の向上を図ります。

※「ながら見守り」は、わんわんパトロールやランニングパトロールなどのほか、自治会町内会等で行っている清掃活動など、身近な地域活動の中に防犯の視点を取り入れることで実践できる見守りです。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状（2020）	目標（2029）
	65.7%	100%

■「ハマパト」のモデル実施

地域の自主パトロールが困難な時間帯に、青色回転灯等を装備した車両による防犯パトロール「ハマパト」をモデル実施し、有効性や運用上の課題を整理します。モデル実施にあたっては、実施結果を地域と共有するなどして、地域防犯対策の強化につなげていきます。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状（2020）	目標（2029）
	65.7%	100%



令和8年 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

7月11日（土）～7月20日（月）

スローガン

交通ルールを守って 夏を楽しく安全に

重点

- 1 安全運転意識の向上
- 2 こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 3 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルール



◇◇◇令和7年中 市内区別・法令違反別件数（第一当事者）◇◇◇

	最高速度	歩行者妨害	追越し	信号無視	酒酔い	通行区分	一時不停止	前方不注意	安全不確認	優先通行妨害	操作不適	動静不注視	交差点安全	その他の違反	歩行者の違反	対象外当事者	合計
鶴見	0	54	2	16	0	2	11	72	99	18	24	45	109	20	3	15	490
神奈川	2	35	2	22	0	2	2	54	90	17	23	31	89	25	1	9	404
西	0	24	1	12	1	1	4	30	51	5	24	16	54	21	2	8	254
中	0	36	0	25	0	0	7	37	103	6	20	51	73	27	2	16	403
南	0	38	2	12	0	6	34	50	58	27	25	34	67	38	2	15	408
港南	1	47	0	13	0	4	10	33	63	13	15	18	65	13	0	4	299
保土ヶ谷	1	29	0	9	0	1	2	59	94	13	32	32	67	15	5	10	369
旭	0	33	0	11	0	6	7	41	169	17	39	46	111	21	1	19	521
磯子	0	17	0	3	0	1	4	26	80	6	21	26	57	19	1	6	267
金沢	2	42	0	24	0	2	8	59	94	11	27	28	87	6	0	3	393
港北	2	38	0	10	0	5	9	70	93	55	37	61	125	39	2	22	568
緑	2	55	0	6	0	6	5	58	106	17	35	77	86	26	2	14	495
青葉	3	72	2	21	0	6	14	86	87	48	31	52	153	25	2	14	616
都筑	0	44	0	30	1	0	1	52	106	10	33	37	85	14	0	5	418
戸塚	0	58	0	19	0	4	4	87	136	18	34	61	130	15	1	12	579
栄	0	15	1	2	0	5	3	17	28	4	8	27	29	12	0	1	152
泉	0	43	1	7	0	4	27	35	51	46	26	23	52	45	0	7	367
瀬谷	1	23	1	8	0	2	7	30	41	8	13	15	71	11	0	6	237
合計	14	703	12	250	2	57	159	896	1,549	339	467	680	1,510	392	24	186	7,240

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 こどもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを控えたこどもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。
- 6 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

- 1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 2 自動車運転中にこどもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合しましょう。
- 4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路・交通政策局道路政策課
電話045(671)2323

『まちの先生』に 会ってみよう

～ 見て、体験して、相談できる！ ～



1



プロ・バレエダンサーがやってくる！MBDの訪問公演
 マーティ・バレエ・ダンサーズ (MBD)

横浜唯一のプロ・バレエ団が身近な施設・会場にバレエをお届けします。
 衣装やトウシューズなどバレエに関するお話や、バレエの仕事を一緒にやってみる体験の時間も。

2026. 7.11(土)

13時～16時

12時30分開場

都筑区役所6階多目的室

2



笑いヨガ

～みんなで笑って健康に！～
笑いヨガ Kiyomi

笑いヨガは笑いと呼吸を組み合わせた簡単な健康体操。笑うことで酸素を多く取り込み、心身ともにスッキリ！免疫力向上、ストレス解消、脳の活性化、表情が豊かになります

3



驚き・不思議・楽しいマジック

吉川マジック愛好会

各地域の自治会・町内会等の老人会、子ども会や老人ホーム・デイケアサービス施設、また一般の団体さんの諸行事にも伺います。

4



**アートでおしゃべり！
～対話型アート鑑賞会**
 石井 智美

一枚の絵画を鑑賞しながらグループ対話をする事で、絵画の世界を味わっていくセッションです。アートの力で潜在的な能力を高めていこう！一般社団法人日本アート教育振興会のプログラムです。

5



ココロとカラダを整えるケア体操

キャパシター 上杉 理絵

やさしい太極拳の動きと手当てで心と体をゆるめ、自然治癒力を引き出すケアワーク

6



**ハーブのミニスワッグを作って飾って、使って、
楽しみましょう**

おおぬき いつこ

植物は、私たちの暮らしのそばにあって、季節ごとに癒しと潤いを与えてくれます。どなたでも参加できる植物との関わり方を体験し、五感で楽しみましょう。

7



「次は何？」人と会う力
 川口 整

シニアや仕事を終えた男性が笑いと対話を交えながら、「人と会うとなぜ元気になるのか」を体感する参加型講演。スマ楽スマートシニアを楽しむ、小さな一歩を後押しします。

8



「のんびあと終活」終活クイズに挑戦しよう！
 室上 典子

あなたは終活についてどのくらい知っていますか？終活クイズに答えて、あなたの終活度を測ってみましょう。
 全問正解して「エンディングノート」をゲットしてくださいね！

9



**横浜の歴史を学ぼう
黒船来航・鉄道開業ほか**
 加藤 明彦

「寒漁村・横浜村が、大都市に発展した草創期の出来事を探ります。具体的に、①新田開発、②黒船来航、③鉄道開業の3つの歴史的ポイントを探ります。

10



CANVAデザイン相談会
 山本 弥生

チラシ作りやSNSなど、広報のお悩みを相談してみませんか？団体様向け研修・講座のご相談も承ります。

主催：都筑区民活動センター



タイムテーブル

参加・体験 無料！

定員があるものは先着順（見学、相談はどなたでも）
詳しい内容は表面をご覧ください

見てみよう！

PRステージ

- 13時00分～ ①プロ・バレエダンサーがやってくる！MBDの訪問講演
(マーティ・バレエ・ダンサーズ)
- 13時35分～ ②笑いヨガ～みんなで笑って健康に！～
(笑いヨガ KIYOMI)
- 14時10分～ ③驚き・不思議・楽しいマジック
(吉川マジック愛好会)
- 14時45分～ ④アートでおしゃべり！～対話型アート鑑賞会 ◆定員7名
(石井 智美)
- 15時20分～ ⑤ココロとカラダを整えるケア体操
(キャパシター 上杉 理絵)

体験しよう！

講座・体験ブース

- 13時15分～ ⑥ハーブのミニスワッグを作って飾って、使って、楽しみましょう
◆定員5名 (おおぬき いつこ)
- 13時55分～ ⑦「次は何？」人と合う力
(川口 整)
- 14時35分～ ⑧「のんばあと終活」終活クイズに挑戦しよう！
(室上 典子)
- 15時15分～ ⑨横浜の歴史を学ぼう 黒船来航・鉄道開業ほか
(加藤 明彦)

聞いてみよう！

相談ブース

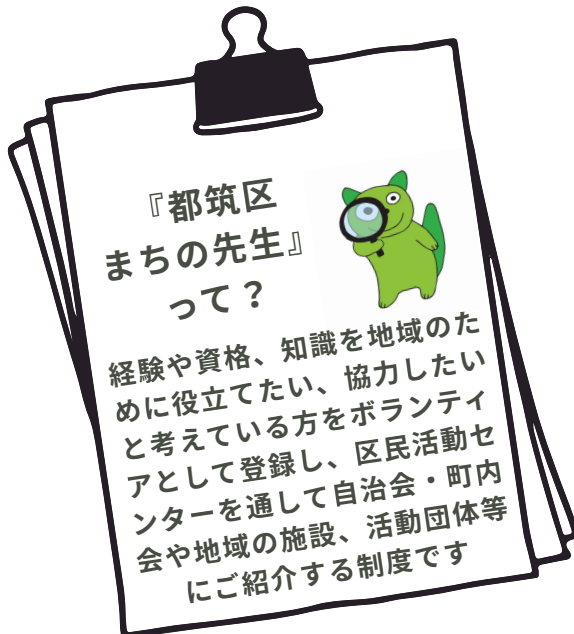
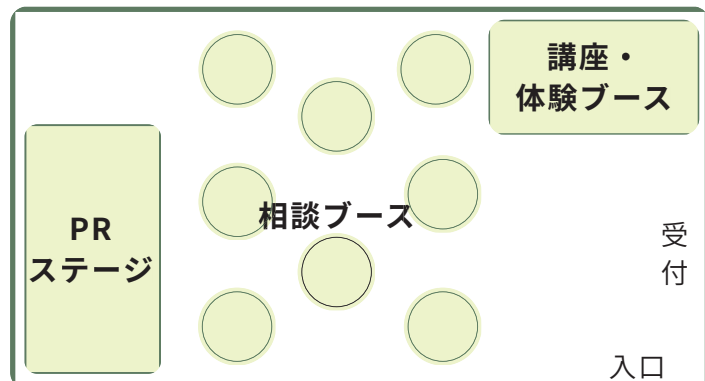
PRステージ、講座・体験の時間以外に、まちの先生とお話、相談ができます

- 13時15分～／15時10分～ ⑩CANVAデザイン相談会 ◆各1団体 30分程度
(山本 弥生)

まちの先生は
ほかにもたくさん！
その場で依頼も！

13時～15時30分 まちの先生相談コーナー（都筑区民活動センター）

会場イメージ



主催：都筑区民活動センター

住所：〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央3 2-1
Mail：tz-katsudo@city.yokohama.lg.jp
TEL：045-948-2237



講座・イベント
情報の
メニューから